

平成30年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成30年7月10日(火) 午後2時から午後3時30分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、平成30年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。
本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。
それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

お手元の次第にしたがって議事を進めていきます。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況、ビッグハウス本郷店

資料1, 資料1-Aに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が2件、変更の届出が2件ですが、2件の変更の届出の内、ビッグハウス本郷店について次回以降審議を行うか、省略するかということについて審議をしたいと思います。何かご意見がありましたらお願いいたします。

江成委員長

先ほどの写真の説明で、交通誘導員が配置されているということでしたけれども、これは現状ですよ。道路が変更になってからも誘導員を配置するという事になっているのですか。

事務局

実際に写真を撮ったのは7月5日の平日でした。店舗入口の所は駐車場と店舗の間は気仙沼の市道なんですそもそもが。前々から誘導員が平日でも配置されているということで行っておりますから、人が多い土日にあってはさらに注意を促して誘導するというので、届出の中にも誘導員を配置しながら整理しますということで届出がされている状況ですので、このまま継続されるということで考えております。

また、写真の中で1ページの下の写真を見ていただければ分かるのですが、ガードレールを過ぎてすぐに市道があります。ここが非常に交通事故が多発しているということもあって、この市道の方を閉鎖し、もう少し進んだ段階で新しい入口を作って市道の方に通すという計画になっております。この辺を捉えていけば、さほど影響はないのではないかなと思っているところです。すでに県道から交差点に入るところの建物については、元々こちらの図面で行きますと5ページのところで、元々ここにはクリーニング屋さんや不動産屋さんがあったのですが、すでに取り壊されていてここが道路に変更になると、そして今の道路が閉鎖されてクリーニング屋さんや不動産さんのところが道路になって市道にぶつかって入っていくという造りになっておりますので、交通環境を改善するための行政側の都合ということもあるものですから、全体的な駐車場の入り繰りや先ほどの写真の2ページの市道の交通量を見てもそんなに多くないということを確認させていただきましたので、特段影響はないのではないかなと思っているところです。

江成委員長

いかがでしょうか。

蒔苗委員

報告で良いのではないかと思います。図面4と図面5で駐車場の台数が増えていますがこれは今回の変更対象とはならないのでしょうか。

事務局

大規模小売店舗立地法上、駐車台数が増えることについては届出不要ということになっておりますので今回の変更では届出事項となっております。

蒔苗委員

今回、併せて（駐車台数を）増やすのですか。

事務局

今まで店舗の駐車場側を車が走っていたところを使わなくなったので、車を止めるスペースが増えるということでございますので、その部分は有効活用するというところでございます。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではビッグハウス本郷店は報告事項ということで進めていただきたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】(仮称) A&COOP角田店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。はじめに「(仮称) A&COOP角田店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いします。

それでは届出概要について事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明について、ご質問等をお願いします。

事務局

写真も添付しておりますので、そちらも参考にご覧いただければと思います。

本郷委員

騒音のところで質問があるのですが、予測地点C8のところ対策が必要ということで、図面を見ますと荷さばき車両の向かいぐらいに位置していると思うのですが、先ほどの対策で10km/h走行というお話でしたがC8については荷さばき車両についての何らかの配慮が必要なのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

設置者

調査を担当しております日本環境科学の庄司と申します。夜の騒音レベルの最大値については、夜間の騒音基準の時間帯ということで夜10時以降朝6時までを騒音の予測の対象としております。荷さばきにつきましては、深夜の搬入は、周辺的生活環境に配慮して10時から朝の6時までには行わないということにしておりますので、騒音源になるのは来客車両もしくは設備騒音になりますので、そちらを対象としております。

本郷委員

そうすると逆に、C 8の騒音は設備に関するところの方が大きいということはないのでしょうか。

設置者

騒音の解析を進めていく過程で、設備機器の騒音については一つ一つが1メートルの機器なので50 dBから60 dBくらいの大きさです。車両騒音については70 dBから80 dBとすごく大きな音なものですから、影響を考えると車の方が大きくなります。

本郷委員

そうすると出入口側からの車の影響が大きかったということですか。

設置者

そうですね。駐車場が離れていますが、出入口の方が設備機器に比べて同じくらいの距離ですけれども、どちらかという車両の音の方が大きいといった結果です。

本郷委員

出入り口付近に10 km/h制限のサインを付けるということが効果的だということですね。理解しました。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

江成委員長

10 km/hの走行制限は色々ところで騒音対策として出てくるのですが、希望的な対策と言うこともできるかと思うんですけれども、具体的な対策というところで何か考えているところはありますか。

設置者

10 km/h走行制限につきましては届出書の66ページの左側にありますけれども、速度制限サインを付けさせていただこうかなと考えております。車両の走行速度を落とす対策としては、サインの他にアスファルトにでこぼこを付けるハンブがありますが、実際にあれを施工した店舗の状況を見てみますと、あれを飛び越える時に普通の走行よりも大きな音が出て、かえって音が大きくなるということもありますので、そのような対策は今回しておりません。速度制限サインを付けることで車両走行音を下げたいなというところと、騒音の予測には出てこないところではあるのですが、こちらの店舗は夜10時で閉店いたしますので、夜10時付近については車の台数は非常に少ない状況になると思います。騒音の予測基準以下という

ことも併せまして周辺から苦情が出るということはあまりないと思いますし、もしあった場合には追加の対策というのも考えていきたいと思います。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

蒔苗委員

駐車場の出入りの所なんですが、出口と入口をそれぞれ分けていると思うのですが、中の方で適切に案内される仕組みというのは検討しているのですか。

設置者

今回、前面道路への交通の影響をできるだけ小さくするというで、2か所の出入口を入口専用、出口専用に分けているのですけれども、駐車場の中についてはご覧の配置図のとおり、まず路面表示で案内するような工夫をしているほかに、入口専用、出口専用サインをできるだけ目立つように設置しようと考えております。ただ、実際に運用してみてどうしても難しい問題が出た場合にその都度また検討し直したいと考えております。

蒔苗委員

ショートカットして入ろうとする車が混んでくると出てくると思います。

設置者

そのようなところにつきましても、最初にオープンする時に警備員を配置して周知したいと思っております。

蒔苗委員

ここは通学路に指定されている所だと思うのですが、歩道もないので、出入りで植栽とか看板とかがあって見通しが悪くなるのではないかと思います。その辺はできるだけ確保されるような工夫はした方が良くと思います。普通は歩道があるので隅切りを考えないのですが、直で車道に出るようになっておりますので、隅切りがないとなると6メートル幅で大回りして車が出入りすることが想定されますのでその辺も検討した方が良くと思います。

設置者

特に車が出る出口専用については左右を見通せるように施工していきたいと思っております。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの件については以上で終了にしたいと思います。関係者の皆さまご苦勞様でした。

ロ【新設】南気仙沼商業施設（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、南気仙沼商業施設の届出概要につきまして、審議を行いますので関係者の入室をお願いします。

それでは届出概要につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきましてご質問などをお願いします。

栗原委員

駐車場の利用が24時間となっているのですけれども、ツルハが0時までで書店が8時までで駐車場の利用時間が24時間ということは店舗利用者以外の駐車場としての利用も考えていらっしゃるのですか。

設置者

届出書の2ページをご覧いただきたいと思うのですが、店舗の開店時刻、閉店時刻がございます。未定のC棟が24時間営業となっております。今想定しているのがコンビニエンスストアになります。ということから、駐車場については24時間の利用時間帯ということで想定をしております。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

江成委員長

廃棄物の保管施設の容量と位置なんですけれども、A棟、B棟、C棟ごとに廃棄物保管庫を設けるということよろしいですか。

設置者

そうです。

江成委員長

先ほどの容量のチェックの考え方はトータルでオッケーということでしたよね。

設置者

事務局からの説明はそうでした。あとは、個別の棟にもチェックしておりまして、届出15ページ、16ページをご覧いただきたいのですが、個別の各棟の排出量を算出しております。個別でもトータルでもオッケーになるようにチェックしております。

江成委員長

ありがとうございました。

小林委員

類似店に則って駐輪場の台数が少ないということなんですけれども、類似店というのはツルハさんと千田商事さんとのセットの類似店ということですか。

設置者

それぞれの既存の店舗で、ツルハさんは気仙沼市内で現況で営業しております。書店の方も市内で同じように宮脇書店として営業している店舗でございます。コンビニについては、具体的に申し上げましてまだ決まってははいないのですが、ローソンさんを想定しているという段階で、近隣のローソンさんの台数から算出したという形になっております。

小林委員

地形的には起伏があって自転車では来づらい地形ですか。

設置者

現況の計画地は海沿いのところで区画整理の土地ですので、ほぼフラットです。標高も低い所になります。

江成委員長

地形的な条件が既存店とほぼ同じような条件だと理解してよろしいですか。

設置者

そうですね、同等規模の大きさのもので比較しております。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

蒔苗委員

駐車場の出入りの所ですが、出入口1はけっこう懸案になっていると思います。実際に右折レーンに入ってはいけないというようなことで対策として考えられるところなんですけど、右折する交通量というのは、どれくらい想定しているのでしょうか。

設置者

交差点Bの右折レーンからの右折ですよ。入ってきた北西側の道路ですけども、住宅地側の道路になりまして、基本的には通り抜けする方はあまり多くないと思われまして。実際に住んでいらっしゃる方が出入りされるということになりますので、この交差点については街の中と市場の方を通り抜ける直進車両がほとんどになる形になります。

蒔苗委員

さほど影響はないということですか。

設置者

右折レーンに滞留することもほとんどないと思っております。逆にこれから南気仙沼駅ができてくると、例えば、届出の29ページが配置図ですけども、右下の方が駅の方面になりますので、左下から来た右折車両が逆に増えてくるのかなと。現況、信号はないのですが、右折レーンが信号設置予定はこれからあると思うんですけども、今のところ現況でもないということで、交差点の解析も現況の一時停止と信号設置の両方のチェックをさせていただいて、直近、将来的にも満足できるかどうかというチェックをさせていただいているというところで

蒔苗委員

将来見てみないとわからないところはあるかと思いますが。

設置者

そうですね。区画整理の中なのでこれから状況は変わってきますので。

蒔苗委員

その辺は適宜判断して検討されていくしかないですね。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの件については以上で終了といたします。関係者の方ご苦労様でした。

ハ【新設】テックランド大崎古川店（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、テックランド大崎古川店の届出概要について審議を行います。届出概要につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それではただ今のご説明につきましてご質問・ご意見をお願いします。

江成委員長

駐輪場の収容台数が大分基準よりも少ないんですけれども、この店舗と同じ4号線沿いにある店舗の移設だということで現状の実績というところから考えているんだらうとは思うんですけれども、実績はだいたいどの程度になっていますか。

設置者

今回の設置台数の計画に当たりまして既存店舗で実態調査を行っております。こちらの結果の方は実際一時間のピークでも2台の駐輪台数ですので、今回12台の収容台数としておりますけれども既存店舗の実態調査結果からも充足しているかなと考えております。

江成委員長

具体的な実績の数値は出されていないんですか。

事務局

届出書の38ページに記載があります。

設置者

失礼しました。10時台に1台程度という結果となっております。

江成委員長

2月4日は寒い時期ですよ。

小林委員

出入口1が国道4号線に接していて、南側から来た人は交差点で右折して入ってくださいという経路ですよね。これは周知とかをされてここから入ってくださいというふうにされる予定ですか。というのは、出入口1の方が建物に近いんですよね。ゼブラはあるんでしょうけれど南側から、出入口1から入りたい心境があると思うのですが、その辺の対応は何かあるのですか。

設置者

それは南側から来てUターンしてということでしょうか。

小林委員

南側から来てこう入りたいかなということです。お店としてはこう入ってくださいねという誘導ですよね。

設置者

(道路の中央に)中央分離帯があります。

小林委員

分かりました。

栗原委員

交差点でUターンして入りたいと思う方に対してはどうされますか。

設置者

認知されてくればあまり問題はないのかなと思いますけれども、誘導については検討してみます。

蒔苗委員

駐車場の出入口2の所なんですけど、この交差点は4号線の横断地下道の出口付近にあるかと思いますが、そちらの交通については調査されていますか。

設置者

地下歩道の利用者ですか。そちらについての調査はしておりません。交差点の横断歩道部分については調査しておりますけれども。

蒔苗委員

実態としては利用されているのですか。

設置者

現場を見た感じでは、朝は通学で数名程度通過している状況で、昼間は近所の方が買い物で出歩くくらいではありました。

蒔苗委員

自転車交通と錯綜しないように配慮していただければと思います。

設置者

承知しました。

江成委員長

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それではこの件については以上で終了といたします。関係者の皆さまご苦勞様でした。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【変更】サンサントウン古川（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、議題（3）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、サンサントウン古川の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして何かございますか。

江成委員長

よろしいでしょうか。それではこの件については説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。

ロ 【変更】デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料6に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきましてご意見等をお願いします。

江成委員長

附帯意見として、騒音対策後の予測値が夜間の場合にまだ（基準に）届かないということでの附帯意見ということになりますが、よろしいでしょうか。

事務局

これについては、11ページの図面でA棟の下に畑がありますが、ここには家が建つ可能性があり、苦情とかの可能性があるので、きちんとしてくださいねということで附帯意見としております。

江成委員長

数値と現実の音との感覚がほとんどないのですが、どの程度違うものなのでしょうか。ここでは2. いくつオーバーしていますけどね。

本郷委員

正直、2dB程度ではそれほど差はないのですが、現実的なところでは、10km/h走行をする車が（いるのか）というのはあります。その辺で附帯意見のような形で「苦情があった場合」という附帯意見を付けるのは有効かなとは思いますが。

事務局

実際現地に行ってみても、10km/hで走っている車はないという印象です。

江成委員長

それではこの件についてはご説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。

(4) その他

江成委員長

本日の議題は以上となりますが、その他何かございましたらお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは本日の議題は以上で全て終了しました。次回は9月上旬の開催ということですので
よろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。